

(2) 具体的な考え方

① 立入禁止区域の指定について

防波堤等に係る立入禁止区域の指定を行う必要がある区域は(ア)港湾事業に支障を及ぼす区域、(イ)他の行政目的に支障を及ぼす区域、(ウ)万一の転落事故に備えた救命対策が物理的に困難な区域、(エ)港湾工事に支障を及ぼす区域(今後工事が予定されている区域を含む)としている。

② 立入規制を行わない区域の安全対策やマナー遵守について

- (ア) 施設管理者が行う対策として、救命浮環の設置、縄梯子の設置、看板(危険告知)の設置等と釣り人に対するルールとマナーの遵守の徹底を釣り団体等と協力して実施するとしている。
- (イ) 渡船事業者に求める対策(渡船利用の区域)については、ライフジャケットの正しい着用の確認、釣り人の安全を確認するための定期的な巡回の実施、釣り人の誓約書署名の徹底他、具体的に詳細に記してある。
- (ウ) 釣り団体等に求める対策として、釣り人に対するライフジャケットの着用やごみの持ち帰りなどの周知、巡回指導員による釣り人の安全、マナーの指導啓発や救命設備の点検、釣り人に対するルールとマナーの遵守の徹底を施設管理者と協力して実施等が盛り込まれている。

③ 費用負担についても、施設管理者が行う上記の安全対策の費用は、可能な限り受益者にも負担を求めるものとする。

④ 留意事項として、施設管理者が行う安全対策の措置については、すべての施設について、直ちに実施するのは困難であると考えながら、優先順位を付けながら、速やかに実施されたい。

3 おわりに

本検討会は、条例第10条第1項第4号に係る立入禁止区域を指定するにあたって、施設管理者の立場と考え方だけでなく、学識経験者の意見、法律の専門家の意見、港湾関係者の意見、一般市民の意見、釣り人の意見を聴いて、様々な角度や視点から、検討を進めてきた。特に、利害関係者からの意見聴取や現場視察などにより、実態に即した検討を行うことができた。

港湾施設における釣りを巡る問題は、大阪港にとどまらない、全国共通の問題である。大阪港においては、これまで、釣り人側は当然のように港湾施設で釣りをし、施設管理者側の管理責任が曖昧になっていた嫌いがあるが、今回の検討を通じて、釣り場として利用できる場所とその際のルール作りについて、一つの方向を示すことができたのではないかと考えている。

大阪市に対しては、本検討会の議論を踏まえて、今後、港湾施設における立入禁止区域の指定とともに、安全対策にかかる措置については、可及的速やかに実施されることを望むものである。

釣り人や渡船事業者、さらに釣り団体等においては、施設管理者とも協力して十分な安全対策を実施すること、また、立入規制や釣り場におけるマナーを遵守することを前提に、健全な釣りを楽しんでいただきたい。

検討委員会は第7回をもって終了し、上記の内容で10月28日に大阪市長、大阪市港湾局長宛てに答申を行い、結果が大阪市議会に報告された上で、近く実施の運びとなります。渡船を利用する場合、渡船専用業者が釣り人に乗船者名簿に記入を求めるとき、釣り場での行動は自己責任である旨の確認を求め、その意思表示としてライフジャケットの着用を義務づけます。また、陸伝いに行くことのできる、安全柵のない場所で釣りをするときにも、必ずライフジャケットを着用する等のルールと、ゴミの放置、不法駐車などのモラルを確立するよう協力していく必要があります。

世界のテクノロジーを地球のエコロジーへ。

We Love the earth



FUJI KOGYO CO.,LTD.

FEEL THE POWER OF

PROX
INC.

プロックス

検索

株式会社
魚矢

〒550-0005 大阪市西区西本町1-7-7
TEL. 06-6531-2661

Superior quality rods

TENRYU

Clean earth 21

獲物より
マナーでできる
釣り上手

OWNER
PERFECTION IN HOOKS

株式会社オーナーぱり

〒677-0018 兵庫県西脇市富田町120
TEL.0795)22-1433(代)FAX(0795)22-6003